

## 関税割当公表 新旧対照表

**【令和6年12月13日付け6輸国第3105号 関税割当公表第TWQ-JP2号】**

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限 1 割当対象物品 主として小麦で作られた調製食料品（CPTPP 第2章附属書2－D付録A第B節のCPTPPの全ての締約国向け関税割当て（TWQ）に掲げるTWQ-JP2の主として小麦で作られた調製食料品であつて、関税定率法（明治43年法律第54号）別表第1602.90号の2の(2)のAに掲げる物品並びに第1901.90号の2の(3)のAに掲げる物品及び同号の2の(3)のBに掲げる物品（小売用の容器に入りにしたもの（容器ともの1個の重量が500g以下のものに限る。）を除くものとし、小麦粉調製品に限る。） <u>を除く</u> 。） 2・3 (略) 第2～第8 (略) 第9 関税割当証明書の交付及び割当結果の通知 1 第4の1の(1)の割当 (略) 2 第4の1の(2)及び(3)の割当 3 関税割当証明書の郵送等による交付 関税割当証明書の交付は、 <u>1又は2</u> の発給の日（第4の1の(1)の割当てについては4月1日）以降、原則として、郵便書留等の追跡可能な送付方法により行う。 第10～第13 (略) 第14 その他 1～6 (略) <u>7 抽選における当選確率を高めることを目的とした関連会社（グループ企業会社、取引先企業等をいう。以下、同じ。）を使った申請を行ってはならない。例えば、「関税割当品目の使用、販売若しくは輸入に自ら関与する意思のない法人又は個人事業者（以下「法人等」という。）に対し依頼することにより関税割当申請</u>	第1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限 1 割当対象物品 主として小麦で作られた調製食料品（CPTPP 第2章附属書2－D付録A第B節のCPTPPの全ての締約国向け関税割当て（TWQ）に掲げるTWQ-JP2の主として小麦で作られた調製食料品であつて、関税定率法（明治43年法律第54号）別表第1602.90号の2の(2)のAに掲げる物品並びに第1901.90号の2の(3)のAに掲げる物品及び同号の2の(3)のBに掲げる物品（小売用の容器に入りにしたもの（容器ともの1個の重量が500g以下のものに限る。）を除く。）のうち、小麦粉調製品 2・3 (略) 第2～第8 (略) 第9 関税割当証明書の交付及び割当結果の通知 1 (1) 第4の1の(1)の割当 (略) 1 (2) 第4の1の(2)及び(3)の割当 2 関税割当証明書の郵送等による交付 関税割当証明書の交付は、1の発給の日（第4の1の(1)の割当てについては4月1日）以降、原則として、郵便書留等の追跡可能な送付方法により行う。 第10～第13 (略) 第14 その他 1～6 (略) (新設)

改正後	改正前
<p><u>を行わせ、当該法人等が関税割当証明書の交付を受けた場合に、 割当対象物品の輸入・販売に係る業務を取り仕切る行為」は抽選 における当選確率を高めることを目的とした関連会社を使った申 請に該当する。</u></p> <p><u>8 抽選における当選確率を高めることを目的とした関税割当申請 を行っている事実を確認した場合には、以下の対応を行う。</u></p> <p>(1) <u>割当前に当該事実を確認した場合</u> <u>当該事実を確認したすべての関税割当申請を無効とするとと もに、当該事実を確認された者に対し、当該年度及び翌年度に おいて関税割当証明書の交付を行わない。</u></p> <p>(2) <u>割当後に当該事実を確認した場合</u> <u>当該事実を確認された者のうち割当を受けていた者は、第13 に規定する違反事項等該当者として扱う。当該事実を確認され た者のうち割当てを受けていない者に対しては、当該事実を確 認した日から当該事実を確認した日の属する年度の翌年度の末 日までの期間内は、関税割当証明書の交付を行わない。</u></p> <p>(3) <u>抽選における当選確率を高めることを目的とした関税割当申 請を行うことを依頼した者についても、(1)及び(2)と同様の対 応とする。</u></p> <p><u>9 (略)</u> <u>(削る)</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>7 (略)</u> <u>8 本公表は、令和7年度の関税割当てから適用する。</u></p>

#### 附 則

この通知は、令和8年度の関税割当てから適用する。